平成２６年度
化学消防ポンプ自動車更新
（　Ⅱ　型　）

仕様書

黒川地域行政事務組合

第１章　　総則

１　目的

この仕様書は、黒川地域行政事務組合（以下「当組合」という。）が、平成２６年度に購入する化学消防ポンプ自動車Ⅱ型（以下「本車両」という。）の製作等に関する一切に適用する。

２　概要

本車両は、主ポンプ（高圧多段バランスタービンポンプ）をＡ－２級以上とし、１，３００リットル以上の水槽を装備し、５００リットル（２５０×２）の泡消火薬液槽を装備し、水と原液の混合装置を用い、発泡管鎗により消火用泡を吐出できるものとする。なお、日本消防検定協会の受託試験に合格したものであること。

３　規格

（１）本車両は、この仕様書に定めるほか、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」「道路車両運送法」、「道路車両運送法の保安基準」その他法令、通達に適合し、緊急自動車として承認の得られるものであること。

（２）本車両艤装の主要な材料は日本工業規格（ＪＩＳ）に基づいて精選された耐久性に富むものとすること。

（３）本車両は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、製造は「品質管理システム」取得工場にて製造と検査検定を受けること。

（４）本車両は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものとする。

（５）受注者は、設計、作製、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

（６）受注者は、本車両メンテナンスおよびオーバーホール等に適時対応するため、ポンプ部、艤装部、板金、電装、シャシ等の点検整備、修理に必要なメンテナンス体制を確立すること。なお、メンテナンス体制連絡系統表を提出すること。

４　提出書類

受注者は、制作に先立ち契約後速やかに当組合と細部の打合せを行うものとし、必要書類を提出、当組合の承認を受けるものとする。また、製作承認図書類、完成図書及び取扱説明書は、すべてＡ４判（図面は、Ａ２判又はＡ３番）のファイルに一括綴じること。外国製品については、すべて日本語に翻訳すること。なお、当組合が不必要と認めるものについてはこの限りでない。

（１）　製作承認図書類・・・（３部）

ア　製作工程表（着工から完成まで）
イ　外注先一覧表
ウ　艤装外観５面図
エ　艤装緒元明細書（車両分を含む）
オ　詳細な器具収納ボックス図及び詳細な器具取り付け装置図（各３面図）
カ　骨組及び配管図（水ポンプ及び水系統のフローシート）
キ　動力伝達経路図（車両からポンプ部等への動力系統）
ク　電気配線図（種類・数量、電球・モーター等の消費電力、ヒューズ等を含む）
ケ　改造自動車計算書
　① 最大安定傾斜角度
　② 前後軸重最大荷重
コ　主要装備品の緒元・製品図及び艤装図
　① ポンプ性能試験成績表
　② ポンプパーツリスト
　③ 真空ポンプの緒元及び図面

④ 水タンク構造図
⑤ オイルパンヒーター、水タンクヒーターの緒元及び図面
⑥ 照明装置
⑦ その他

サ　その他当組合が指示する書類

（2）完成図書類・・・（3部）

完成図書は、次のとおりとし、完成車納入時に提出すること。

ア　自動車検査証及び自賠責証明書の写し
イ　艤装緒元明細書（車両分を含む）
ウ　消防ポンプ性能試験表
エ　消防ポンプ自動車受託試験適合の写し
オ　緊急自動車届出確認証の写し
カ　無線局免許状及び無線機器型式検定合格書の写し
キ　車両・ポンプ及び艤装関係の取扱説明書
ク　付属、積載品（資機材）取扱説明書
ケ　その他当組合が指示する書類

5　制作上の注意事項

（1）契約後に仕様内容に疑義が生じた場合、又は技術上の理由で仕様の変更を必要とする場合には軽微なものであっても、その都度当組合と協議し指示を受けること。

（2）受注者は、制作承認図を提出した後に設計変更する必要が生じた場合には、当組合と打合せの上、変更承認図を提出し承認を得ること。

（3）この仕様書に記載のない事項について、機能上、工作上必要と認められるものは、受注者の負担で制作および積載すること。

（4）本車両は、消防用車両として最適な構造および性能を十分に発揮するため、次の点に留意し制作すること。

ア　車両全般にわたり防水処置・防錆処置等を施し、長期間の耐久性を有すること。
イ　各種配管とその他の接続部は、振動・ねじれ等を十分吸収できる構造とすること。また、接合部・切断部および材料の粗面、ボルト等の端末処理は完全に行い安全性を考慮すること。
ウ　各装置および部品等の取付けは、メンテナンス性を考慮しボルト締付けを原則とする。（受託試験プレート、銘板の取付け、部材の強度補強材取付けを除く）
エ　各部の清掃、点検、給油等の管理および修理が容易で経済的に行えること。
オ　塗装剥離、器具破損のおそれのある部分には、すべて適切な保護対策（保護板および保護枠等）を講じること。

6　検査

（1）当組合の指示により各検査を受けるものとし、仕様内容と相違のある場合は、指示事項を訂正の上、再検査を受けること。

（2）各検査には、必ず検査員が立会い指示事項、確認事項は、受注者が書面を取り交わすこと。

ア　中間検査

塗装後に、主要部の艤装を終了した時点で受注者は、当組合に申請書を提出し仮止状態の艤装品・取付け品等を書類および写真にて報告する。（報告内容は、当組合の指示による）なお、報告後、再度報告を求められた場合はこれに応じるものとする。

イ　完成前検査

東北運輸局宮城運輸支局の検査前に、完全艤装を行った状態で車両全般の検査をすること。

ウ　完成検査

登録後の納入時検査で、性能・付属品等一切の検査をすること。

エ　その他

当組合が必要と認めたときは、随時検査に応じるものとすること。

7　登録の代行

（1）完成車は、東北運輸局宮城運輸支局長が行う新規登録検査を受けるものとし、それに伴う書類は事前に当組合に提出し承認を得ること。

（2）自動車保管場所証明書および緊急自動車届出書の申請を代行し、代行手数料は受注者の負担とする。

8　登録の費用

（1）本車両の新規登録に要する費用のうち、自賠責保険、重量税およびリサイクル料については当組合の負担とする。

（2）（1）以外の制作・納入までの費用は、受注者の負担とすること。

（3）車両本体および取付け品、付属品は入札額に含め、消費税および自動車取得税は含まないこと。

9　納入場所

宮城県黒川郡大和町吉田字北谷地１２番地

黒川地域行政事務組合消防本部

10　納入期限

平成２７年２月２７日（金）

11　保証

本車両の保障期間は、次のとおりとする。ただし、保証期間後であっても設計・制作方法および材質不良等に起因すると考えられる問題が生じた場合は、受注者が無償にて修復するものとすること。

（1）艤装部分　　：納入後　１年間

（2）シャシ関係　　：シャシメーカーの保証期間

（3）積載品・取付け品：各メーカーの保証期間

（4）塗装及び錆（傷等による錆を除く）については３年とする。

12　その他

本仕様書を十分に検討し疑義ある場合は、当組合に質問し、その内容を相互納得の上、車両制作を進めること。また、契約後における疑義はすべて当組合の解釈に従うものとすること。（議事録として記録し、適宜提出すること）

第２章　　仕様シャシ

1　本車両の主要諸元

（1）消防車専用シャシ　　日野自動車製

（2）形状　　キャブオーバー型ダブルシート　４ドア

（3）ホイルベース　　３，８０００mm程度

（4）総排気量　　６，０００ｃｃ以上

（5）車両総重量　　１１ｔ未満

（6）駆動　　４WD

（7）トランスミッション　マニュアルトランスミッション

（8）乗車人員　　６名（前２名、後４名）

（9）その他緒元

ア　オルタネータ出力（２４Ｖ９０Ａ程度）

イ　燃料タンク１００Ｌ

ウ　ＡＢＳ装置

エ　電磁ドアロック（全ドア）
オ　ディスチャージヘッドライト
カ　ステンレスナンバー枠
キ　ステンレスサイドバイザー（全ドア）
ク　サンバイザー（運転席、助手席）
ケ　メッキミラーカバー（サイドミラー、補助ミラー）
コ　フロアマット
サ　音声アラーム（後退、バック）
シ　スノーワイパーブレード
ス　バッテリー管理器（バッテリー充電器）
セ　純正エアコンディショナー
ソ　純正リアヒーター
タ　ＨＤＤカーナビゲーションシステム（バックモニター連動式）

第３章　　ポンプ装置

１　水ポンプ

ポンプ型式	高圧二段バランスタービンアルミポンプ又は、同等以上とする。
ポンプ性能	Ａ－２級以上
	送水圧力 0.85ＭＰａにおいて 2,000Ｌ/min 以上
	送水圧力 1.40ＭＰａにおいて 1,400Ｌ/min 以上

２　水ポンプは、シャシエンジンのP.T.0（パワーテイクオフ）により駆動され、P.T.0の操作は運転席に設けられたスイッチまたはレバーにより行うものとする。

３　真空ポンプ（オイルレス）

真空ポンプの操作は押ボタン式スイッチによるものとし､駆動装置は円滑に作動し、 揚水完了後は自動的に停止すること。動力の接・断は電磁クラッチによる構造とし、 スムーズな伝達が行えること。

４　安全機能装置付ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は車体左右に取付け、操作員が容易に且つ安全にポンプ操作が行える様、次の機能を有するものとする。

（１）圧力計・連成計（リタード式）はバックライト付でブルドン管式とし、振動等でも針振れがないダンパー構造とする。

（２）多目的表示液晶ディスプレーの詳細は以下の通りとする。

ア　取り扱い表示は、機器取扱・点検整備・故障対策等を文章で表示ができること。

イ　モニタ表示は、警告モニタとして冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示ができ、尚且つ警報ブザーが鳴るようにすること。また、各ボールコックの開閉状況、揚水・放水の状況確認のできるモニタ表示、ポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計・流量計を各々デジタル数値により表示できること。

ウ　流量表示は、各ボールコックの開閉状況、ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況が把握でき流水表示ができること。

エ　ディスプレー内の各表示切換はタッチパネル式により行えるものとする。

（３）真空ポンプ操作は非常時に手動操作にて行えるものとする。

（４）ポンプ操作装置には隊員の安全を確保するため、次の安全機能を設ける。

ア　スロットル固定機能

不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能

を設ける。

イ　自動調圧装置

操作員補助機能として設定した圧力を自動的に保つ自動調圧装置を設けること。圧力の設定は、0.2Mpa から 1.5Mpa までの範囲を液晶画面内のスイッチを押すことによって切り替える構造とする。

5　水槽

（1）水槽の艤装材料は、環境にやさしいリサイクル可能な樹脂製であること。

（2）水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないよう車体に固定して設けられ、水圧に対しては、変形及び水漏れのない構造で走行に支障をきたさないように設けること。

（3）水槽容量は、水槽１，３００ﾘｯﾄﾙ以上とし防波板付とする。

（4）水槽には差し込み式メス金具（口径６５mm軽合金）の積水口を左右のフェンダー付近（泥はね等を受けない構造とすること）に設けること。また、この積水口には軽合金製のキャップ（ステンレス製鎖付き）を取り付けること。なお、積水口には、ストレーナー及び逆止弁を取り付け、積水口に水が逆流しない構造とすること。

（5）ポンプ室左右の適切な位置に管式水量計を設けること。この管には、ドレーンバルブ及び空気抜きバルブを取り付けること。

（6）水槽には、電子式水量計のセンサーを取り付けること。(水量計は操作室)

（7）点検及びメンテナンス用ハッチをタンク室上部に設けること。

（8）１，３００ﾘｯﾄﾙ以上を保水できる構造のオーバーフローパイプ（口径７５ミリ以上）を設けること。

（9）水槽ドレーンバルブ（径４０ミリ以上）を設けること。

(10) 水槽には、消防ポンプからの補給もできること。

(11) 水槽と薬液タンクを連結させる配管を取付けすること。

6　薬液槽

（1）水槽とポンプ室の間に、環境にやさしいリサイクル可能な樹脂製の薬液槽を設ける。

（2）薬液槽内部は一区分とし、薬液注入口および吸気バルブ、ドレン、液量計等を設ける。容量は５００L（２５０L×２）とする。

（3）ポンプ及び配管系統は消火薬剤メガフォームＡＧＦ－Ｔの使用を考慮した材質とすること。

7　泡消火薬液混合装置

（1）混合方式は、ポンププロポーショナー方式とする。

（2）洗浄が容易にできる構造とすること。

（3）性能（混合量の範囲）は、最低でも５００ℓ/min 以下から、最大で１，２００ℓ/min 以上であること。

（4）混合比は、３％と６％の設定が可能であること。

8　不凍液注入装置

凍結防止用として不凍液を主ポンプ及び止水弁に注入できる装置を側板にカプラ式にて設けること。

9　凍結防止用ヒーター

（1）ＡＣ１００Ｖ用の水タンクヒーター装置（温度センサー付き３００W程度）及びタンク吸水配管にテープヒーター（サーモ付き３５W程度）を設けること。

（2）このメタルコンセント（キャップ付）は、キャビンのオイルパンヒーターコンセントと同一箇所に取り付け、１０m以上の商用電源用コードを付属すること。又、ヒーター作動表示灯はキャビン内のスイッチパネルに設けること。

10　ポンプ軸受け部の給油装置

受け先端メタル部及びグランドパッキン部への給油が不要な構造とする。

11　放水銃

ポンプ室上部に起伏旋回可能のレバー式放水銃を一基設ける。放水銃には吐出量400L/min の泡管鎗を取付ける。

12　自衛噴霧装置

火災現場等に接近して消火作業が可能な様に、ボディー部左右に各 3 個の自衛噴霧ノズルを設ける。

第４章　　キャブ

１　キャブの構造

（１）キャビンは、６人乗車（前２人、後４人）のダブルキャビン、４ドア仕様とする。このキャビン内に積載する資器材はこの章によるもののほか別表に記載する。

（２）キャビン内の内張りは、合成樹脂類で電装品及び各配線の取り付け箇所が容易に点検修理できる構造とすること。装備品の電気配線及び無線電話装置の配線・アンテナ線は、キャビン内張りを通し、キャビンの貫通部は、雨水等の浸入及び錆びを防止すること。

（３）キャビンは、電動油圧式のチルト機能を装備すること。また、落下防止用のキャビン支え棒、安全装置を設けること。

（４）フロント乗降用ステップは、ボックス型の形状とし、必要に応じてつま先当たりプロテクターを取り付けること。

（５）リア乗降用ステップはアルミ製ボックス型２段ステップ又は１段ステップ（下段は、バッテリー・小物入れ収納ボックスの延長ステップでもよい）とすること。

（６）キャビン両側４箇所に乗降用のステンレス製の握り棒を取り付けること。

（７）フロントバンパーは１０㎝張り出し、上部にアルミ縞板を張ること。

（８）キャビンのルーフ上に散光式警光灯の専用取り付け台（ステンレス製）を設けること。

（９）キャビンのルーフ上に１段手摺付き（ステンレス製）のアルミ製作業台（ルーフデッキ）を設けること。

２　キャブの内装

（１）座席

ア　運転席及び隊長席の窓は、パワーウインドーとすること。

イ　各ドアには、ステンレス製のサイドバイザーを取り付けること。

ウ　運転席及び助手席にはサンバイザーを取り付けること。

エ　運転席及び助手席には、アシストグリップを取り付けること。

オ　純正フロアマット及びゴムマットを付属すること。

カ　座席・背もたれの材質は、ビニールレザー又は同等以上のものとすること。

キ　運転席及び助手席は、シートベルト付きで背もたれ角度が調整できるものとする。更に運転席は、座席位置の調整ができるものであること。

ク　後部座席の背もたれは、上下スライド式とし、座席後ろ側に取り付ける空気呼吸器の装着に支障が無いものとすること。

ケ　後部座席の下には、資機材収納ボックスを設けること。

（２）照明

ア　天井前後には、ＬＥＤ（ウイレン製ＣＬ－ＳＳＬ６Ｄ２４）照明灯２基を取り付けること。この照明灯には、スイッチ及び前面遮光カバーを取り付けること。

イ　フレキシブルマップランプを助手席１箇所及び後部座席２箇所の操作しやすい位置に取り付けること。

（３）運転席計器類

運転席の計器類は、運転者が容易に確認できる位置に取り付けること。また、夜間でも確認できる照明を装備すること。

ア　スピードメーター
イ　エンジン回転計
ウ　エンジン水温計、燃料計、エアーゲージ
エ　その他標準装備品（警告灯など）

（4）オーバーヘッドコンソールを設け、この箇所に無線機本体、時計、エンジン油温計、電流・電圧計等を組み込むこと。(無線機本体については協議)

（5）運転席と助手席の間に金属製の大型コンソールボックスを設けること。このボックスには次の装置を適切に組み込むこと。
ア　運転操作に障害とならない構造の照明灯（前照灯連動及びＯＦＦスイッチ付き）を設けること。
イ　電子サイレンアンプ、ワイヤレス拡声装置を組み込むこと。このワイヤレス拡声装置は、サイレンアンプを介してサイレンスピーカーから拡声できるものとする。
ウ　パイロットランプ及び表示付きのスイッチパネルを設けること。このパネルには、回転灯、標識灯、赤色灯、照明灯のスイッチ及び扉の開放等の警告灯を組み込むこと。
エ　無線機のハンドセット及びスピーカー（移設）を取り付けること。
オ　携帯無線機等を収納する小物入れを設けること。

（6）後部座席の前方（前座席の後方）にステンレス製手摺り棒を設けＳ型フックを５個取り付けること。

（7）上記手摺り棒の中央にＡ３サイズの地図台帳収納ボックスを設けること。又、このボックスは、テーブル機能を兼ね備えること。

（8）車内天井部の適切な場所にトランジスタメガホン（ＴＲ－３１５Ｓ）を取り付けること。

（9）車内天井部の適切な位置にルーフネット等で軽量物の積載スペースを確保すること。

(10) 後部座席後方に空気呼吸器３基（既存品）を取り付けること。
ア　固定装置は、ウォーカーウェーブラケットとし呼吸器の装着及び収納が容易であること。
イ　空気呼吸器の左右にフック（３箇所以上）を設けること。
ウ　空気呼吸器後方のリヤウインドー内側には、損傷防止の保護枠を取り付けること。

第５章　　緊急車両装備

１　塗　装

（1）塗装前は、素地調整を十分に行うこと。

（2）車体は、特殊化学液で十分錆落としの上、隣酸塩被膜を形成後プライマー、パテ、水研ぎ、サフェーサーを行い、熱風乾燥炉にて充分乾燥させるとし、赤色樹脂塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等の環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。

（3）シャシ下回りに防錆塗装（ジーバード同等品）を行うこと。

２　車体への記入文字

（1）記入文字（丸ゴシック）及び特殊マークについては、体裁よく配列すること。

（2）記入文字の位置及び大きさは、次のとおりとする。(別途協議)

記入位置	記入文字	色	１文字の大きさ
キャビン前(左側)、両前ドア下	大衡化学１	白	約８０ミリ
左右後部ドア	黒川消防署	白	約１２０ミリ
ポンプ室後部シャッター	絵柄		別途に指示
キャビン作業台	大衡化学１	黒	作業台に合わせる

車両左右サイドシャッター	文字及び絵柄		別途に指示

3　車体外装
（1）フロントに消防マーク（直径１５０ミリ.）を取り付けること。
（2）キャビンルーフ上には、艤装概要図で示す要領で標識灯（文字は、黒川消防）一体型散光式警光灯（ウイレン製ＦＶ１０ＳＳＨ１６８０ｍｍでサイレンスピーカーを内蔵）を十分な強度を有するステンレス製専用取り付け台に設けること。また、この架台は防水、防錆処置を適切に行うこと。
（3）大型散光式警光灯には、防雪カバーを取り付けること。
4　サイレンアンプ及び広報装置
（1）電子サイレンアンプは、大阪サイレン製ＴＳＫ－５１０２Ｖ（マイク付き）とする。
（2）音声合成メッセージ及び広報メッセージ（女声）は次のとおりとする。
ア　右折（方向指示器連動）
イ　左折（方向指示器連動）
ウ　後退（シフト連動、サイレンスピーカーから広報）
エ　一般（№.１２３）
オ　春の火災予防運動（№.１０３）
カ　秋の火災予防運動（№.１１３）
キ　林野火災予防運動（№.１５０）
ク　乾燥注意報（№.１３２）
ケ　強風注意報（№.１５２）
コ　年末特別警戒（№.１４２）
サ　年始特別警戒（№.４１２２）
（3）大型コンソールに設けるワイヤレス拡声装置は、チューナー・ユニペックス製ＳＵ－３０００Ａ、受信器ＮＤＷ－２０１、ワイヤレスマイクWM－３０００Ａとし、この装置はサイレンアンプを介して拡声するものとする。
（4）キャビンルーフ上の適切な位置にワイヤレスアンテナ（ＡＡ－３８００）及び無線機のアンテナを取り付けること。これの取り付けは防水、防錆処置を適切に行うこと。
5　赤色警告灯及び補助灯装置
（1）フロントグリル適切な位置、左右上下に大型散光式警光灯と連動するＬＥＤ赤色点滅灯（ウイレン製ＷＩＯＮＢＲ２４）４個を組み込むこと。
（2）車体側面左右嵩上げ部の適切な位置に大型散光式警光灯と連動するＬＥＤ赤色点滅灯（ウイレン製Ｍ６ＦＣＲ２４）各２個（点滅ユニットは上記と兼用）を取り付けること。
（3）車体側面左右嵩上げ部の適切な位置にＬＥＤ作業灯（ウイレン製Ｍ６ＺＣ２４）各２個を取り付けること。
（4）車両後部左右の適切な位置に大型散光式警光灯と連動するステンレス製保護枠付きのＬＥＤ赤色点滅灯（ウイレン製Ｍ６ＦＣＲ２４）２個（点滅ユニットは上記と兼用）を取り付けること。
（5）車両後部左右の適切な位置にＬＥＤ作業灯（ウイレン製Ｍ６ＺＣ２４）各２個を取り付けること。

第６章　　各種弁

1　自動放口閉そく弁
消防ポンプ本体の放口側に取り付けること。
2　逆止弁
消防ポンプ本体と真空ポンプの間に取り付けること。

３　止水弁
　消防ポンプ本体と逆止弁の間に取り付けること。

第７章　　操作室

１　ポンプ室前側左右に操作室を設けること。
２　この操作室には一体型集中操作装置を設けること。この機能については、次のとおりとする。(左右両側同一機能)
（１）圧力計、連成計（中央０点型）
（２）真空計、ポンプ回転計
（３）流量計・積算計
（４）電子水量計
（５）自動揚水装置、非常用揚水装置（上記４真空ポンプ参照）
（６）シャッター内ＬＥＤ照明灯（ウイレン製ＣＬ－ＳＳＬ６Ｄ２４）
（７）計器類は、夜間でも読み取り確認ができること。

第８章　　配管及びコック・バルブ

１　配管は、摩擦損失が少なく、エアーポケットを生じないようにすること。
２　配管は、車両の走行及び消防ポンプ運転等の振動により、漏水及び漏気のないよう適切に取り付けること。
３　配管は、排水時、残水しない構造にすること。
４　配管は、機器、各コック・バルブ及び各配管等のメンテナンスに支障とならないよう適切に配管すること。
５　ボールコック、フランジ及び媒介金具は、アルミ合金製を除き全てメッキ仕上げとすること。
６　真空系統配管には、消防ポンプ本体から止水弁、逆止弁、真空ポンプ本体まで配管すること。
７　放水配管には、流量センサーを設けること。(操作室に流量・積算計)
８　放水口は操作室に左右各２箇所とし、呼び６５ボールコックを設けマルチスィーベル吐水口媒介（ＡＮＳ－６５ＭＣ）を取り付けること。
９　中継口は操作室に左右各１箇所とし、呼び６５ボールコック及びストレーナーを設け中継口媒介（軽合金製呼び６５ネジメス×差込メス）を取り付けること。
10　吸水口は操作室に左右各１箇所とし、呼び７５ボールコック及びストレーナーを設けスィーベルエルボー（ＡＳ－７５ＳＳＷ）を取り付けること。
11　タンク吸水配管は、口径７５ミリ以上とし、空気溜まりのないようにし、タンク吸水コック（呼び７５ボールコック）を設け、この操作ハンドルはポンプ室左右の操作室に適切に取り付けること。また、このコックに給油する装置を設けること。
12　タンク送水配管は、口径６５ミリ以上とし、逆流弁を設け、タンク送水コックを設け、この操作ハンドルはポンプ室右側の操作室に適切に取り付けること。
13　吸水用エゼクター配管用バルブは、ポンプ室左右の操作室に適切に取り付けること。
14　冷却配管は、放水配管からオイルクーラーまで配管し、ストレーナー、グラスボール及びバルブ、逆止弁等を設けること。
15　ポンプドレーンバルブは、ＰＴＯスイッチ連動方式のほかに手動式補助バルブを設けること。
16　各タンク、配管、コック類及び必要と認められる箇所には、ドレーンを設け確実に残水処理ができること。

（1）各ドレーンにはバルブを設けること。
（2）ドレーンは、必要に応じ残水が車体にかからないよう下部まで延長すること。
（3）各ドレーンバルブは、走行に支障のない高さとし、容易に操作できるように適切に取り付けし配管名を表示すること。
17　左右の吸管収納位置は、ポンプ室とし、吸水口にはスイベルエルボ（スーパースイング）を介して超軽量ソフト吸管（ライフレックス１０m）を取り付けること。また、吸管受け固定具を適切に取り付けること。
18　左右の吸管には消火栓媒介金具を取り付けること。

第９章　　車体の艤装

1　車体艤装に関する一般的事項
（1）車体構造は、堅牢で耐久性が十分であること。
（2）艤装は、努めてアルミ縞板及びステンレス鋼を使用し、総合的な重量軽減を図り車体重量のバランスを考慮して製作施工すること。
（3）艤装部の取り付けは、リベット継手又はボルト締めとし、艤装の切断面や角は面取り等を行い危害防止を図ること。
（4）車体全般にわたり防食、防水性及び耐久性を充分考慮して工作すること。
（5）シャシフレームに艤装上の構造物及び枠組、取り付け台等を取り付ける場合は、原則として弛緩しない方法でボルト締めをおこなうこと。
（6）車体の重要な点検箇所及び主要部分の点検整備に関して、工具類を使用するスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口又は点検扉を設けること。
（7）ポンプ操作室、各資機材収納ボックス及びバッテリー収納庫は内部に泥砂及び雨水等が浸入しないようにすること。
2　ポンプ室上部
（1）ポンプ室上部は、アルミ縞板張りとし極力継ぎ目を作らないとともに端は折り曲げ等を実施すること。
（2）上記アルミ縞鋼板上に資機材を取り付ける場合は、固定部にコーキング等を施し雨水等の浸入を防ぐこと。
（3）車体側面上部の周縁を２００㎜以上嵩上げし、側方点滅灯及び側方作業灯を取り付けること。
（4）シャッターボックス内（左右各２箇所及び後部の５箇所）には、照明灯（ウイレン製ＣＬ－ＳＳＬ６Ｄ２４）を取り付けること。（スイッチ、パイロットランプは、キャビン内のスイッチパネル内）
（5）ポンプ室上部の左前１基・右後１基に（ウイレン製ＰＦＰ２２４－Ｐ）ＬＥＤ作業灯（概ね１m程度のステンレス製ポール及び作動スイッチ）を取り付けること。作動スイッチは操作しやすい位置に配置すること。
（6）ポンプ室上部に泡消火剤メガフォームＡＧＦ－Ｔ３缶とラインプロポーショナー（ヨネＦＰ５０・３６０、３％・６％切替可能）を設け、収納できるアルミ製収納ボックス1 基と化学防護服二式又は耐熱服二式を収納できるアルミ製収納ボックスを設けること。
（7）ポンプ室上部に積載する三連梯子は、チタン製のＫＨＡ８７とする。
（8）かぎ付き梯子はチタン製ＫＨＦＬ－ＴＯＴ３１とする。
（9）車両上部に、三連梯子及びかぎ付き梯子を積載し、二つの梯子を同時に昇降することができる、シーソー式はしご昇降装置を取り付けること。この固定及び固定解除レバーの位置及び操作は、操作しやすい高さとすること。なお、取り付けにより全高を超える場合は当組合と協議すること。
(10) ポンプ室上部にとびロ２個を取り付けること。

3　ステップ、タラップ等

ステップ及びタラップは、堅牢で昇降容易な構造とすること。また、必要に応じて外傷防止の保護板（アルミ板）を張ること。

（1）キャビン下のステップは、ステンレス製又はアルミ縞鋼板（角は折り曲げ）とする。

（2）後輪タイヤハウスのフェンダーは、可倒式ステップ（ロック付）とし、ステップ部にはアルミ縞板を張ること。

（3）昇降用タラップ(梯子)は次の要領によりポンプ室左右及び後部の２箇所に設けること。

ア　ポンプ室左右の昇降梯子はステンレス製とし､足掛け部はできるだけ広くとること。

イ　後部の昇降梯子は折り畳み収納式のはしごとし、ボディー上面に乗降時に使用する手すりを設けること。

4　収納庫（収納ボックス）共通事項

ポンプ室上部に積載する資機材及び下記に示す収納ボックスに積載する資機材は、別表の付属品とする。又、積載収納位置は、資機材の形状及び車体重量のバランスを考慮し適切に配置し､固定装置･金具等を設け適切に取り付けること。(詳細については別途に指示)

（1）収納ボックスの床、側板、天井、仕切り板等は、努めてアルミ製又はステンレス製とするとともに防錆処置をすること。

（2）ボックスのシャッターは、走行時の振動等により、歪・がたつき、又は、開放の恐れのない完全ロック装置を設けること。なお、シャッターのガタつきにおいては、特に取り付け方法等を考慮するとともに、ボックスパネルとの接触面には漏水を防止する処置を講ずること。

（3）収納ボックスには、水抜き穴及び排水パイプを取り付け車体下部に排水させること。

（4）収納積載物（資機材）は、固定金具、ベルト等で確実に固定するとともに脱着が容易であること。また、床面や取り付け部には必要に応じて木製・合成樹脂製すのこ板、緩衝ゴム等を敷くこと。

（5）ボックス内資機材の積み降ろしは、必要に応じ引き出し方式とし、レールやローラー台を設けること。

（6）各ボックス内（バッテリー庫を除く）には、装備・資機材を有効に照明できる防護枠付きの照明灯（シャッター・扉連動のスイッチ付き）を設け、更に、キャビン内の集合スイッチパネルに主スイッチ及びパイロットランプを設けること。

（7）空気呼吸器の予備ボンベ４個以上を収納できるボックスを設けること。

5　バッテリー収納庫

（1）車両左側キャビン下（ポンプ室前側）にバッテリー収納庫を設けること。

（2）バッテリー収納庫は、横蝶番扉とし、上部はアルミ縞板張りを行いこの箇所にポンプ室へのタラップを取り付けること。

（3）この収納庫は、バッテリー引き出し式とし、バッテリーの点検及び交換が容易にできること。

6　器具庫

（1）車両右側キャビン下（ポンプ室前側）にアルミ又はステンレス製の器具庫を設けること。

（2）収納庫は、横蝶番ロック付き扉とし、上部はアルミ縞板張りを行いこの箇所にポンプ室へのタラップを取り付けること。

（3）この器具庫は、放水用媒介金具、ジャッキ等が収納できること。

7　ポンプ操作室

（1）ポンプ室前側の操作室には第５章ポンプ仕様による装備のほか、次の装備を設けること。

ア　ポンプ室左右操作室の扉は、軽合金シャッターとすること。

イ　操作室内には蛍光灯等の照明を設けること。このスイッチはキャビン内のスイッチ

パネルに設けること。

ウ　操作室の床はアルミ縞板張り（角は折り曲げ）とし、放水口、中継口、吸水口からの残水が溜まらないようにすること。

8　ポンプ室操作室下の収納ボックス

（1）操作室下の収納庫は、下蝶番ロック機能付き扉とし、この扉の内側にアルミ縞板を張り開放時にステップとして使用できること。

（2）必要に応じて中仕切り等を設け、消火栓開閉器、吸管スパナ、藤かご、枕木等の水利部署資機材及びポンプ工具類が適切に収納・固定できること。

9　ポンプ室中央収納ボックス

（1）左右の中央収納庫の扉は、軽合金シャッターとすること。

（2）この収納ボックスは、消防用ホースを収納し、上下２段で概ね１２００ミリの幅（二重巻ホース左右各２０本程度）を確保し、シャッター等にホースが接触しないようワンタッチ式の枠等を設けること。

（3）この収納ボックスの適切な位置に分水器・管鎗を積載すること。

（4）この収納ボックスは、中仕切り等を設け各種管鎗、吸水補助器具等を適切に収納すること。

（5）この収納ボックスは、マキタコンビツール（既存品）を適切な位置に収納すること。（取付け位置については別途協議）

10　ポンプ室横後部下段ボックス

（1）左右横後部下の収納庫は、下蝶番ロック機能付き扉（チェーン無し）とし、この扉の内側にアルミ縞板を張り開放時にステップとして使用できること。

（2）この収納庫には、移動式照明装置の発電機（ヤマハＥＦ９００ｉｓ）とハロゲンリール（ＰＰＡ－３０１）を収納すること。

（3）この収納庫には、消火器、ホースブリッジ、１０ﾘｯﾄﾙ燃料缶、油処理剤等を収納するものとする。

11　ポンプ室後部ボックス

（1）後部ボックスの扉は、軽合金シャッターとすること。

（2）後部ボックスは中仕切り等を設け適切に資機材を収納固定すること。

（3）空気呼吸器の予備ボンベ４個以上（既存品）を収納できること。

第１０章　　その他

1　雑音防止

（1）車両及び各電装品（赤色警光灯等含む）は、無線電話装置、拡声装置等に雑音の発生及び障害等を与えないようにすること。

（2）必要に応じてボンディングアースを行うこと。

2　ヒューズボックス

（1）特装関係の電源は、ヒューズボックスを新たに設け、適正な容量のヒューズを介して供給すること。

（2）ヒューズボックスには、各系統の名称及びアンペア容量を明記すること。

（3）ヒューズボックスは、運転室の適切な位置に取り付けること。

3　配線関係

（1）ターミナル部の配線接続は、圧着端子を使用すること。

（2）配線の貫通部には、ブッシングゴムを取り付けること。

（3）電装品付近の配線は、圧着端子、又は、コンセントによる接着とすること。

（4）配線は、十分容量のあるものを使用し、極力天井内及び側板内等に設置すること。

（5）配線は、すべてに保護材を施すこと。

（６）配線は、系統ごとに色別すること。
（７）配線及び電装品は、エンジン等の発熱部から十分な距離をとって取り付け、又は、十分な耐熱策を施すこと。
４　各種スイッチ
（１）主な電装装置のメインスイッチは、運転室中央のスイッチパネルに取り付け、運転席、助手席から容易に操作できるようにすること。又、スイッチには名称を明記すること。
（２）スイッチ等は、必要に応じ保護用リレーを設けること。
（３）スイッチ等は、使用する電気容量に十分見合うものとする。
（４）エンジンスイッチＯＦＦ時は、時計及びラジオ等のメモリー機能及び無線電話装置以外の電源をカットするものとする。
（５）車両外部に取り付けるスイッチ類には、必要に応じてステンレス製等の保護枠を取り付けること。
５　デジタル無線電話装置
（１）無線電話装置は、デュアル方式無線機本体・ＡＶＭ・車外設定器・マイク・スピーカー・固定金具等は移設取付けとする。
（２）２６０ＭＨｚ帯アンテナ・配線等については新規取付けとする。
（３）デュアル方式無線機本体は、無線機専用のＤＣ電源をバッテリー（２４Ｖ）からＤＣコンバータ及びヒューズ等を介して配線し、キャビン内のオーバーヘッドコンソール等又は適切な位置に取り付けること。
（４）運転室の適切な位置に送受話器を設けること。
（５）運転室中央の大型コンソールボックス又は車内の適切な位置に無線スピーカーを取り付けること。
（６）ポンプ室左右（キャビンとの間）に無線機の送受話器及びスピーカーを専用ボックスに取り付けること。又、専用ボックスには車外スピーカーのＯＮ－ＯＦＦスイッチを設けること。
（７）無線機アンテナ及びブラケットをキャビンルーフ作業台の適切な位置に取り付けること。この無線アンテナケーブルは、保護チューブ入りとし、配線はむやみに車内外に露出しないようにすること。
（８）この移設工事は、当組合が指定した無線機保守業者に移設依頼協議決定すること。

第１１章　　補　則

１　この仕様の他車両及び資機材については、公表されている標準装備・付属品の全てを装備すること。
２　この仕様の他車両及び資機材等については、別表に記載のとおりとする。
３　資機材の詳細な取り付け位置等については、別途に指示する。
４　資機材を取り扱う業者は、メンテナンス等が適切に短期間で完了できる業者であること。
５　受注者は、当組合の指定する日時、場所において資機材の取扱説明を２回以上実施すること。
６　この車両の購入に伴い、現（旧）車両（化学１号車）を廃車するのでこの手続き及び処分に関する諸費用は受注者負担で負担すること。尚、リサイクル料金は当組合が負担する。